

ニュースレター

～インターネット適正広告推進事業活動報告～

適格消費者団体
特定適格消費者団体
特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会

埼玉消費者被害をなくす会では、2020年5月から2021年3月まで、
埼玉県から「インターネット適正広告推進事業」を受託し、
【啓発事業】 【監視事業】 の2つを行いました。

啓発事業

一般県民向け講座

2020年11月30日 ウェスタ川越



一般の県民の方を対象に、消費生活相談員の鎌田伊津子氏を講師に迎え、「～コロナで急増～ネット通販トラブルに注意！！」をテーマにした講座を開催しました。県内2会場（川越、熊谷）とオンラインで44名が参加しました。

講義は、事例紹介や広告を規制する法律・契約の基礎等を知っていただく内容としました。参加者が広告を見る目を養い、ネット通販利用時にトラブルにあわないためにどうすればよいのか学びました。

参加者アンケートから（回答 42人）

①講義内容について

「大変参考になった」：33人

「参考になった」：9人

「あまり参考にならなかった」：0人

②今後ネット通販利用時に役に立ちそうか

「役に立つと思う」：42人

「あまり役に立たない」：0人

「どちらともいえない」：0人

感想

ネット通販にかかわる情報、トラブル事例、法の動きなど、最新で、かつ的確に整理してくださっており、とてもわかりやすかったです。

ネット通販にはクーリング・オフの適用がなく、返品は基本ダメだと初めて知りました。
契約の基本がわかりました。

ネットで簡単に買い物できて便利になったけど、よくよく小さな字まで読まないと危険だということがわかりました。
若い高校生たちにも、もっともっと知ってもらいたいと思います。

高校生向け講座(蓮田松韻高等学校)



県立蓮田松韻高等学校の1年生を対象に、弁護士の武藤洋善氏を講師に迎え、「SNSがきっかけで～まさか自分が被害者になるなんて～」をテーマに学習しました。1年生181名、教員20名が参加しました。

若年層に多い消費者トラブルの「マルチ商法」と「不当表示広告」をテーマに講義を行いました。

受講者が高校1年生でしたので、教員による寸劇やテキストに挿絵を増やすなど工夫をしました。また、成年年齢引き下げを間近に控え、「契約」についても学習しました。

マルチ商法の具体例で部活の先輩からというのを見て、案外身近にひそんでいるのだなと思いました。急に知人が都合の良い話をもちかけてきたら、他の友人や家族に相談したり、早めに話をしっかり切り上げた方がいいだろうなと思いました。

感想



自分がもしそういう立場になってしまった時に、今回の講演のことを思い出したり、周りの人に相談したいです。もしひっかかってしまった時に消費生活センターというのがあるのを知り、188番に電話することもできることを知ったので覚えておきたいです。

自分もあと2年後には未成年ではなく成年になり狙われる確率が高まるので、他人事とは思わず、自分になったらどうなるのか、どうすればいいかなど考えられました。また、自分たちの社会経験の少なさや無知につけこんで心をコントロールさせられるようなこともあると思うので、自分の判断力を養いたいと思いました。



監視事業

インターネット広告の監視は、6月から1月までテーマ(例: 痩身・豊胸)を決め、毎月約400件を検索しました。8カ月間で合計3216件の表示内容を確認し、景品表示法に違反するおそれのある表示を行っていた158事業者を埼玉県に報告しました。

2020年度調査実績

	検索数	県へ報告した不当表示のおそれのある事業者数	不当表示のおそれのある事業者への連絡件数
痩身	640	38	27
美肌	640	34	25
豊胸	570	30	21
その他	1366	56	42
合計	3216	158	115

不当表示には、例えば「たった1ヶ月で-10kg」「成功率満足度100%」「成績保証制度」などがあります。

広告表示をそのまま鵜呑みにするのではなく、しっかり内容を確認しましょう。

発行者 適格消費者団体
特定適格消費者団体
特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
Tel/ Fax 048-829-7444
E-mail: nakusukai.30@saitama-k.com
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>